

監事執務報酬規程

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という）監事報酬に関する規則第3条第2項に規定する執務報酬について定める。

第2条 執務報酬とは本協会の監査にかかる報酬とし、次の通り支給する。ただし、総会は執務報酬の対象外とし、理事会、業務執行理事会、監査会は執務報酬日額の対象外とする。

| 執務報酬日額 | 地区外執務報酬 | 宿泊を伴う執務報酬 (一泊につき) |
|----------|---------|----------------------|
| 12,000 円 | 別表の額 | 12,000 円 |

- 2 執務等が半日の場合は日当の半額を適用する。
- 3 地区外執務報酬とは地区内においても別表の距離の移動を伴う会議等へ出席した場合には支給する。ただし、200 km以上の移動を伴う場合は別途支給することができる。

第3条 この規程の改廃は社員総会の決議によるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年9月6日から施行するものとし、令和元年7月1日に遡って適用する。

この規程は、令和6年9月6日から施行するものとし、令和6年7月1日に遡って適用する。

別表

地区外執務報酬を支給する場合、次の基準で支給するものとする。

| 距離（片道） | 地区外執務報酬 |
|------------------|---------|
| 50 km以上 60 km未満 | 2,500 円 |
| 60 km以上 70 km未満 | 3,000 円 |
| 70 km以上 80 km未満 | 3,500 円 |
| 80 km以上 90 km未満 | 4,000 円 |
| 90 km以上 100 km未満 | 4,500 円 |
| 100 km以上 | 5,000 円 |